

浜松市告示第109号

浜松市飲用井戸等衛生対策要領（平成14年浜松市告示第511号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月26日

浜松市長 中 野 祐 介

改正前	改正後
<p>(使用開始前の検査)</p> <p>第4条 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の設置者等は、使用を開始する前に、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。)のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度（以下「基本項目」という。）に<u>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン</u>その他の有機溶剤（以下「有機溶剤項目」という。）その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要と認められる項目を加えた検査を実施するものとする。ただし、一般飲用井戸のうちおおむね30人以上の居住者に給水している施設並びに業務用飲用井戸のうち旅館業法(昭和23年法律第138号)及び公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の適用を受ける施設にあっては、水質基準項目の全てに関する検査を実施するものとする。</p>	<p>(使用開始前の検査)</p> <p>第4条 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の設置者等は、使用を開始する前に、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。)のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度（以下「基本項目」という。）に<u>テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン</u>その他の有機溶剤（以下「有機溶剤項目」という。）、<u>ペルフルオロ（オクタンー1ースルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）</u>その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要と認められる項目を加えた検査を実施するものとする。ただし、一般飲用井戸のうちおおむね30人以上の居住者に給水している施設並びに業務用飲用井戸のうち旅館業法(昭和23年法律第138号)及び公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の適用を受ける施設にあっては、水質基準項目</p>

<p>(定期検査)</p> <p>第5条 設置者等は、次に定めるところにより 飲用井戸等の定期検査を実施するものとする。</p> <p>(1) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期検査は、水質基準項目のうち、基本項目に有機溶剤項目その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要と認められる項目を加えたもの（一般飲用井戸（自家用のものを除く。）のうちおおむね30人以上の居住者に対して飲用水を供給するものについては、全ての水質基準項目）について行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>の全てに関する検査を実施するものとする。</p> <p>(定期検査)</p> <p>第5条 設置者等は、次に定めるところにより 飲用井戸等の定期検査を実施するものとする。</p> <p>(1) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期検査は、水質基準項目のうち、基本項目に有機溶剤項目、<u>ペルフルオロ（オクタンー1ースルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）</u>その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要と認められる項目を加えたもの（一般飲用井戸（自家用のものを除く。）のうちおおむね30人以上の居住者に対して飲用水を供給するものについては、全ての水質基準項目）について行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。